

社会福祉法人新横江保育園役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人新横江保育園の役員及び評議員選任・解任委員等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 前条で称する役員とは、評議員、理事、監事をいう。又、以下本規定でいう役員とは、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員の総称をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員は報酬支給基準は無報酬にて委嘱しているため無し。